

1.訪問型サービス(独自) サービスコード表

【国基準訪問サービス(国基準相当訪問型サービス)】 令和6年4月以降(令和6年5月31日まで)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	(1)1週に1回程度の場合	事業対象者、要支援1・2	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者、要支援1・2	日割りの場合 ÷ 30.4	39単位	39
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	(2)1週に2回程度の場合	事業対象者、要支援1・2	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者、要支援1・2	日割りの場合 ÷ 30.4	77単位	77
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	(3)1週に2回を超える程度の場合	事業対象者、要支援1・2	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者、要支援1・2	日割りの場合 ÷ 30.4	123単位	123
A2	C211	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算11日割			日割りの場合 ÷ 30.4	1単位減算	-1
A2	C212	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算12日割			日割りの場合 ÷ 30.4	1単位減算	-1
A2	C214	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自サービス高齢者虐待防止措置未実施減算13日割			日割りの場合 ÷ 30.4	1単位減算	-1
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		